

もくじ

# みんな 月刊ねっと

2016年  
12月号

通巻第116号

【表紙の絵】 織田信生

知っておきたい精神保健福祉の動き 2  
お知らせします みんなねっとの活動 5

## 特集

家族が求めていた訪問支援が実現するまで(岡田久実子・吉澤美樹) 6

## 精神科医療の現状と改革の展望

【連載第9回】時代の変化に対応できない精神医療政策(氏家憲章) 20

街の診療所からのお便り【連載115】(増本茂樹)

…急ぎ過ぎないで、決め付けしないで、よく考えて、納得してやっていく… 24

## 知ることは生きること

(連載12回)精神障害者保健福祉手帳《経済的支援特集⑥》(越智あゆみ) 28

真澄こと葉のつれづれ日記(第69回) 34

みんなのわ——読者のページ・地域の話 36

\*今月号は、誌面の関係で、「私の  
家族の手記」は、お休みしました。



# 家族が求めていた 訪問支援が実現するまで

今回の特集は、10月、11月号につづき、アウトリーチ（訪問支援）がテーマです。さいたま市における取り組みの報告を、家族の立場から岡田さんに、支援者の立場から吉澤さんにお願ひしました。（編集部）

今回の特集は、10月、11月号につづき、アウトリーチ（訪問支援）がテーマです。さいたま市における取り組みの報告を、家族の立場から岡田さんに、支援者の立場から吉澤さんにお願ひしました。（編集部）

さいたま市精神障害者家族会連絡会  
さいたま市メンタルヘルスネットワーク

岡田久実子

A C T（アクト：Assertive Community Treatment）とは、医療と福祉の専門職チームが、重度の精神障がい者の住まいを訪問して、医療と福祉の生活支援をおこなうプログラム。（編集部）

現在、さいたま市内では精神科専門の訪問支援が複数か所、活動を始めている。その中の2か所、「訪問看護ステーションすずらん」と「訪問看護ステーションふあん（A C T ーふあんと併設）」というアウトリーチ

チームは、私たち精神障がい者家族の切実な声を反映して活動を始めたという経緯がある。精神疾患・精神障がいを抱えて家庭内に引きこもりがちなたま当者は、急性期のような病状は何とか安定しても、家族の思い

とその力だけでは、なかなか社会とつながるきっかけをつかむことができずに、人として生きる機会を見失った状態で長い時間が経過してしまう場合が大変に多く、その状況が「親亡き後の心配・不安」という課題を生

みだしている。

また、入退院を繰り返す人、未治療や医療中断の人も多く、家族会には様々な相談が寄せられるが、その解決策をもたないもどかしさをいやというほど味わってきている。

私たち家族は、そのような状況を変えていくために、リカバリ志向の支援を届けてくれる訪問支援の仕組みが必要であると考え、そのためにできることに取り組んできた。数年前に、やっとその願が叶い、訪問支援の仕組みが地域で活動を始めていたのである。ここに至るまでの、私たち家族の思いと活動を振り返ってみたい。

## 初めて知った

### 「ACT」という支援

今から15年ほど前、私はまだ地域の家族会にたどり着いたばかりであった。

当時の会長さんに誘われるまま、都内で行なわれるという講演会に足を運んだ。わが家では、その1年半ほど前に長女が精神の不調を訴え、10か月の服薬治療で回復して就労するまでになつていた。しかしその後、主治医からの病気や治療の説明はなく、もう治つたからと通院も服薬も止めてしまい、再び長女の大混乱を目の当たりにして、ようやくこの病気の深刻さを思

い知らされたばかりの頃であった。何の講演会なのかも良くわからずに、ひどく重い気持ちで席に座りこんだことを覚えてい

る。うつろな気持ちで壇上を見上げると、講師の先生が何やら熱心にお話しをされていた。しばらくは何を話しているのか頭に入ってもこなかったのだが、重度の精神障がいの人が支援を受けながら自宅で生活をする……という話題に、その時の長女の姿が重なってきた。

よくよく耳を傾けてみると、米国で重度精神障がい者を在宅で支援する「ACT（アクト）」という仕組みがあり、今後は日本でも普及をめざすというので

# 知ることは生きること

連載12回

精神障害者保健福祉手帳  
(経済的支援特集⑥)

県立広島大学

越智あゆみ

■吉本さん(仮名、女性)は、就労継続支援B型事業所を利用しています。事業所の活動で駅に行くと、同じ事業所に通う若林さん(仮名、女性)は、駅の窓口で何かを見せて電車の切符を買っていました。吉本さんが「何を見せていたの?」とたずねると、若林さんは「精神障害者保健福祉手帳よ。この手帳があると、交通費や税金が安くなったり、携帯電話料金が割引になったりするのよ」と教えてくれました。

## 精神障害者保健福祉手帳とは

「精神障害者保健福祉手帳」は、本人の申請に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認められた場合に交付されるものです。精神障がいの者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持つている人に対して、様々な支援策が講じられています。

障がいの者を対象とした手帳には3種類あり、合わせて「障害者手帳」と呼びます。「精神障害者保健福祉手帳」のほかに、「身体障害者手帳」と、知的障がい者を対象とした「療育手帳」があります(療育手帳は地域によって名前が違い、東京都では

「愛の手帳」です)。

本稿で「手帳」とのみ書いてある場合は、精神障害者保健福祉手帳を指します。

### 手帳の交付が受けられる人は

手帳の対象は、精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限がある人です。手帳を申請するには、精神疾患の初診から6か月以上経過している必要があります。発達障害や高次脳機能障害のある人も申請できます。知的障がいがあり精神疾患のない人は対象外です(知的障がいと精神疾患の両方ある人は、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の両方を受け取

ることができません)。手帳の等級は1級から3級で、申請書類をもとに判定されます。

吉本さんは、3年前に精神科を受診し、うつ病と診断されま

した。通院を続けながら、1か月前から就労継続支援B型事業

所に通い始めました。3年前に

退職後、仕事から離れていまし

たが、数年後には企業で働けるようになりたいと考えていま

す。吉本さんの日常生活の様子(左の囲み)として挙げた内容

■吉本さんは、一人で外出はできませんが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合には対処が難しくなります。日常的な家事はこなすことができますが、状況や手順に変化があると、難しさが生じてきます。身の回りを清潔に保つことや対人交流にはあまり難しさはなく、引きこもりがちでもありません。自主的に行動することや、社会生活の中で発言が適切にできないことはあります。行動のテンポはほほ他の人に合わせることはできます。普通のストレスでは、症状の再燃や悪化は起きにくいです。金銭管理はおおむねできて、社会生活の中で不適當な行動をとってしまうことは少ないです。

は、厚生労働省が示した手帳3級の例(二部)です。吉本さんと同様の状況、もしくはより難しさのある状況で、手帳の存在を知らない人や、手帳の申請をするか迷っている人もいます。そのような人がいた際には、手帳取得で得られるメリットについて情報提供してみましよう。

### 手帳があると利用できるサービスの例

手帳があると利用できるサービスの例を紹介します。サービスには、全国共通のものと、地域・事業者で実施状況が異なるものがあります。お住まいの地域で実際に利用できるサービス内容については、各自治体が

情報提供しています。身体障害者手帳・療育手帳とは利用できるサービスが異なるので、特に留意が必要です。

### ①【全国共通】税金が減額されます

納税者自身、控除対象配偶者、扶養親族が所得税法の「障害者」に当てはまる場合、所得税の計算時に所得から一定額を差し引くことができます。これを「障害者控除」と呼びます。手帳2・3級(障害者)に該当は27万円、1級(特別障害者)に該当)は40万円の控除が受けられます。

障害者控除は、必要事項を記載した確定申告書を、2月16日

■吉本さんは、父親の扶養親族です。父親の課税所得は350万円です。課税所得330万円～695万円の税率は20%、控除額は427,500円です。

障害者控除を申告していない状況での父親の所得税額は、 $3,500,000 \text{円} \times 20\% (\text{税率}) - 427,500 \text{円} (\text{控除額}) = 272,500 \text{円}$ です。

吉本さんが手帳3級を取得し、父親が障害者控除を申告したと仮定した所得税額は、 $(3,500,000 \text{円} - 270,000 \text{円}) \times 20\% (\text{税率}) - 427,500 \text{円} (\text{控除額}) = 218,500 \text{円}$ です。

⇒障害者控除により、父親の所得税額は54,000円減額されます。

3月15日の間に税務署に提出することで受けられます。給与所得者の場合は、勤務先に提出する「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に必要事項（該当者の名前、手帳の種類・等級・交付年月日など）を記載することで控除が受けられます。

住民税、相続税についても、申告により障害者控除が受けられます。

## ②【全国共通】障害者対象の求人に応募できます

手帳があると、障がい者対象の求人に応募できます。事業主が手帳所持者を雇用した場合には、障がい者雇用率にカウントできます。手帳所持者、雇用し

た事業主とも、障がい者雇用を促進するための各種制度を利用できます。

## ③【地域・事業者で異なる】交通運賃割引を受けられます

鉄道、バス、タクシー等の運

賃割引は、地域・事業者により実施状況（実施の場合は対象者の範囲、割引率、介助者の割引の有無など）が異なります。全国の交通運賃割引有無一覧（鉄道編・バス編）は、みんなねっとのホームページで公開してい

■吉本さんは、事業所で開催された学習会に参加しました。若林さんが暮らす地域には、手帳所持者が利用できる電車の運賃割引制度があります。一方、吉本さんが暮らす隣町には割引制度がありません。JRの運賃割引は、身体障害者手帳・療育手帳は対象ですが、精神障害者保健福祉手帳は対象外です。家族会会員を対象とした調査では、障がい者本人から、「色んなところへ行きたいし色々な物を見たい」、「交通費を気にして外出しない」、「やむを得ず外出回数を減らしている」という声があったそうです。精神障がい者だけ交通運賃割引制度から除外されるのは、おかしいのではないのでしょうか。



ます。みんなねっとで実施した交通運賃に関するアンケート調査の結果は、2015年6月号に掲載しています。

#### ④【事業者で異なる】携帯電話料金の割引が受けられます

N T Tドコモの「ハーティ割引」、auの「スマイルハート割引」、ソフトバンクの「ハートフレンド割引」は、手帳所持者が対象に含まれています。条件や割引内容は、事業者や契約内容によって異なりますので、各事業者にご確認ください。

#### ⑤その他のサービス

全国共通のものには、生活保護の障害者加算(1・2級のみ)、

生活福祉資金の貸付、NHK放送受信料の減免などがあります。地域・事業者で異なるものには、医療費の助成、手当・給付金等の支給、上下水道料金の割引、施設入場料等の割引などがあります。

#### 手帳の交付を受けるには

手帳の交付を受けるには、市町村の障がい福祉担当課に、(1)申請書、(2)診断書、(3)写真を提出します。診断書については、精神障がいによる障害年金の受給者は、年金証書等の写しでも可です(その場合は、障害年金と同一等級で手帳が交付されます)。都道府県・政令

指定都市の精神保健福祉センターで行われる審査で認められると、手帳が交付されます。有効期間は2年間で、更新もできます。

#### 申請時に留意することは

手帳の認定では、診断書、なかでも「日常生活能力の判定」欄の記載内容が特に重要です。食事や金銭管理、通院と服薬などについて、①(自発的に適切)できる、②(自発的に／おおむね)できるが援助が必要、③援助があればできる、④できない、の中から一つ選びます。医師は、診察時の聴き取りをもとに診断書を作成します。援助



者が身近にいない一人暮らしを想定し、一定の期間の状態（特に状態が悪い時のこと）を医師に伝えます。本人が気づかないことや伝えることが難しいことがあれば、家族や援助者から具体的に伝える必要があります。文書にまとめて手渡すのも、一つの方法でしょう。

### 手帳を取得・利用することに迷いがある場合には

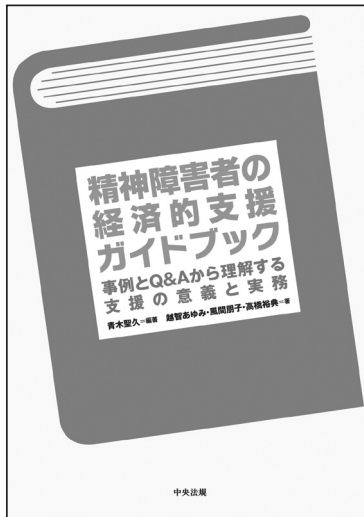
「手帳の取得はどうも気が進まない」という人もいるかもしれませんが、手帳の交付だけ受けておいて、手帳を利用したくない（提示したくない）時には提示しない、ということもできます。

2016年4月には、障害者差別解消法が施行されました。交通運賃割引制度をはじめ、身体障害者手帳・療育手帳は対象でありながら、精神障害者保健

福祉手帳は対象外とされてきたサービスについては、順次、利用条件の改善が進むことが期待されます。

（おち あゆみ）

### 引用文献



青木聖久編著

『精神障害者の経済的支援ガイドブック  
～事例とQ & Aから理解する支援の意義と実務』

中央法規出版 2015年7月

\*本書は、青木聖久・越智あゆみ・風間朋子という、精神保健福祉士であると共に社会福祉研究者と、加えて、高橋裕典という障害年金をはじめ社会保障制度に明るい社会保険労務士の4名で執筆しています。